

国立大学法人長崎大学の役職員の報酬・給与等について

I 役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

① 平成23年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

本学が定める役員給与規程において、本給月額額は経営協議会の議を経て、また、期末特別手当の額は役員ごとの業績に応じて経営協議会の議を経て、これを変更できることとしている。

② 役員報酬基準の改定内容

法人の長 { 社会貢献を大学の使命の一つに位置づけており、これにより、
学長表彰を受けた役員に対して一時金を支給することとなった。 }

理事 { 法人の長と同様 }

理事(非常勤) { 法人の長と同様 }

監事 { 法人の長と同様 }

監事(非常勤) { 法人の長と同様 }

2 役員の報酬等の支給状況

役名	平成23年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況		前職
	報酬(給与)	賞与	その他(内容)	就任	退任		
法人の長	千円 17,413	千円 12,524	千円 4,508	千円 381 (地域手当)			
A理事	千円 12,866	千円 9,216	千円 3,317	千円 280 (地域手当) 53 (通勤手当)			
B理事	千円 6,361	千円 4,609	千円 1,574	千円 140 (地域手当) 38 (通勤手当)		9月30日	
C理事	千円 12,913	千円 9,316	千円 3,317	千円 280 (地域手当)			
D理事	千円 12,813	千円 9,216	千円 3,317	千円 280 (地域手当)			
E理事	千円 12,866	千円 9,221	千円 3,317	千円 280 (地域手当) 48 (通勤手当)	4月1日		
F理事	千円 12,979	千円 8,551	千円 3,152	千円 260 (地域手当) 260 (広域異動手当) 756 (単身赴任手当)			◇
A監事	千円 12,152	千円 8,555	千円 3,079	千円 260 (地域手当) 258 (通勤手当)			
B監事 (非常勤)	千円 3,549	千円 3,549	千円 0	千円 0 ()			

注1:総額、各内訳については千円未満切り捨てのため、総額と各内訳の合計金額は必ずしも一致しない

注2:「地域手当」とは、民間の賃金水準が高い地域に在勤する常勤役員に支給しているものである。

注3:「広域異動手当」とは、人事交流により本学の常勤役員となった場合において、事業所間の距離及び住居と事業所との距離が60km以上のとき、異動の日から3年間(3%~6%)支給される手当である。

注4:「前職」欄の「◇」は、役員出向者(国家公務員退職手当法第8条第1項の規定に基づき、独立行政法人等役員となるために退職し、かつ、引き続き当該独立行政法人等役員として在職する者)を示す。

3 役員の退職手当の支給状況(平成23年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間	退職年月日	業績勘案率	摘要	前職
法人の長	千円	年 月			該当者なし	
理事	千円	年 月			該当者なし	
監事	千円	年 月			該当者なし	

II 職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項

① 人件費管理の基本方針

「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)に基づき、平成18年度以降の5年間において国家公務員に準じた人件費削減を行う。更に、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」(平成18年7月7日閣議決定)に基づき、国家公務員の改革を踏まえ、人件費改革を平成23年度まで継続する。

② 職員給与決定の基本方針

ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

国から運営費交付金が措置されていることから、国家公務員の給与水準を十分考慮し、社会一般の情勢に適合した適性な給与水準とすることとしている。

イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

職員の勤務成績に応じて、賞与時期(6月・12月)における支給割合の増減を行うほか、昇給の区分(号俸数)を決定する。

[能率、勤務成績が反映される給与の内容]

給与種目	制度の内容
賞与:勤勉手当 (査定分)	6月1日及び12月1日(以下「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6か月間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ支給割合を決定する。(国家公務員の給与制度に準拠)
昇給	1月1日に昇給日前1年間の勤務成績に応じ、「A」(8号俸以上)から「E」(0号俸)までの5段階で上位の号俸に昇給させることができる。 (国家公務員の給与制度に準拠)
昇格	昇格:勤務成績が良好で、かつ本学が定める基準を満たす者は上位の職務の級に決定することができる。 降格:勤務成績が不良な場合は、下位の級に決定することができる。 (国家公務員の給与制度に準拠)

ウ 平成23年度における給与制度の主な改正点

- (1) 特殊勤務手当として東日本大震災復旧支援業務手当を設けたこと。
- (2) 東日本大震災の復旧支援活動により本学表彰規程に該当し、学長表彰を受けた者に対して一時金を支給した。
- (3) 特殊勤務手当として、新たに専門看護師等手当、診療従事手当、分娩手当、血液透析手当及び手術部業務手当を設けた。
- (4) 管理職手当の支給対象者、事務局の部長並びに事務局及び事務部の課長に支給する管理職手当の額を見直した。
- (5) 病院長特別補佐に管理職手当を支給することとした。

2 職員給与の支給状況

① 職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成23年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内		うち賞与
				うち通勤手当		
常勤職員	2073	42.9	6,276	4,705	47	1,571
事務・技術	425	42.4	5,352	4,031	63	1,321
教育職種 (大学教員)	847	48.4	8,071	6,007	42	2,064
医療職種 (病院医師)	該当者なし					
医療職種 (病院看護師)	560	35.3	4,526	3,428	43	1,098
技能・労務職種	21	55.1	5,324	4,008	59	1,316
海事職種	17	44.5	6,804	5,095	0	1,709
海技職種	15	49.5	6,041	4,564	0	1,477
教育職種 (附属学校高校教員)	20	42.1	6,953	5,267	88	1,686
教育職種 (附属義務教育学校 教員)	56	39.8	6,417	4,886	49	1,531
医療職種 (病院医療技術職員)	109	38.5	4,884	3,696	54	1,188
その他	3	49.2	5,431	4,082	67	1,349

在外職員	9	47.8	10,303	8,957	0	1,346
------	---	------	--------	-------	---	-------

再任用職員	15	62.9	3,757	3,114	57	643
事務・技術	9	62.8	3,180	2,700	55	480
教育職種 (大学教員)	1					
医療職種 (病院医師)	該当者なし					
医療職種 (病院看護師)	1					
技能・労務職種	3	62.5	3,037	2,585	70	452
教育職種 (附属高校教員)	1					

非常勤職員	人	歳	千円	千円	千円	千円
	106	38	3,284	2,693	53	591
事務・技術	人	歳	千円	千円	千円	千円
	39	43	3,153	2,386	78	767
教育職種 (大学教員)	人	歳	千円	千円	千円	千円
	10	34.3	4,688	3,560	34	1,128
医療職種 (病院医師)	人	歳	千円	千円	千円	千円
	31	31.5	2,943	2,943	20	0
医療職種 (病院看護師)	人	歳	千円	千円	千円	千円
	該当者なし					
技能・労務職種	人	歳	千円	千円	千円	千円
	12	45.4	3,349	2,521	50	828
医療職種 (病院医療技術職員)	人	歳	千円	千円	千円	千円
	14	35.2	3,343	2,522	73	821

注1: 【常勤職員】には、【在外職員】及び【再任用職員】を含まない。

注2: 「教育職種(大学教員)」には、診療行為を行う教育職員を含む。

注3: 「技能・労務職種」とは、実験助手、調理師、守衛等の業務を行う職種をいう。

注4: 「海事職種」とは、船舶の船長、機関長、一等航海士等の業務を行う職種をいう。

注5: 「海技職種」とは、船舶の甲板長、操機長、司厨長等の業務を行う職種をいう。

注6: 「教育職種(附属高校教員)」とは、附属特別支援学校教員をいう。

注7: 「教育職種(附属義務教育学校教員)」とは、附属幼稚園、附属小学校、附属中学校の教員をいう。

注8: 【常勤職員】の「その他」とは、病院以外に勤務する保健師及び臨床検査技師をいう。

注9: 【再任用職員】の「教育職種(大学教員)」、「医療職種(病院看護師)」及び「教育職種(附属高校教員)」については、該当者が1人のため、当該個人に関する情報が特定される恐れのあることから、人数以外は記載していない。

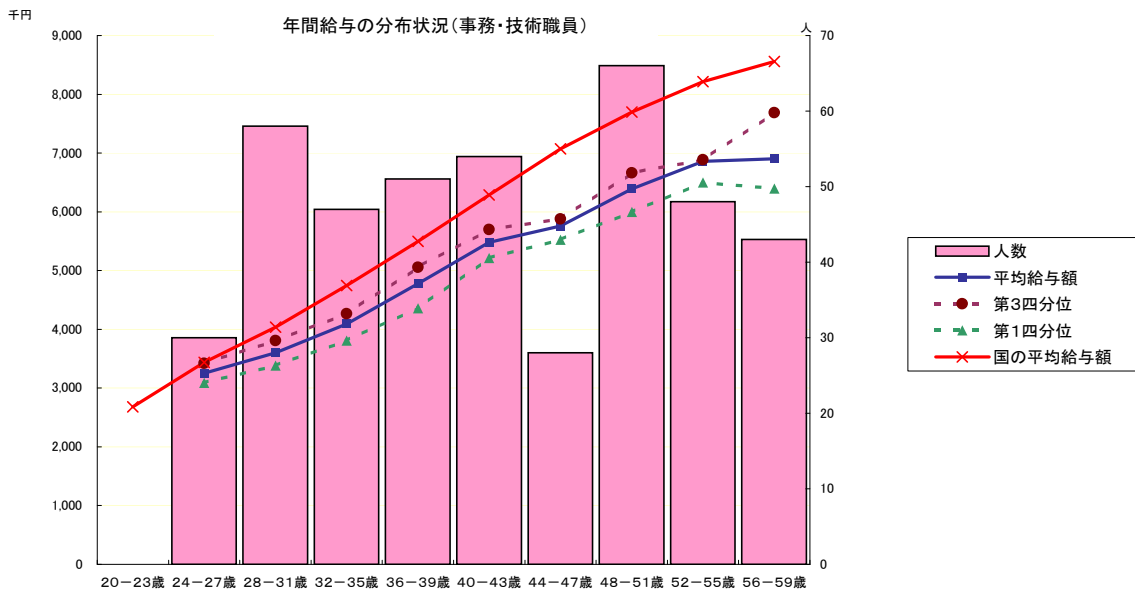
注10: 【任期付職員】は、該当者なしのため記載を省略した。

【年俸制適用者】

任期付職員	人	歳	千円	千円	千円	千円
	1					
事務・技術	人	歳	千円	千円	千円	千円
	該当者なし					
教育職種 (大学教員)	人	歳	千円	千円	千円	千円
	1					
医療職種 (病院医師)	人	歳	千円	千円	千円	千円
	該当者なし					
医療職種 (病院看護師)	人	歳	千円	千円	千円	千円
	該当者なし					

注: 年俸制適用者は、該当者が1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、人数以外は記載していない。

② 年間給与の分布状況(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))(在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。以下、⑤まで同じ。)



注1: ①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。⑤まで同じ。

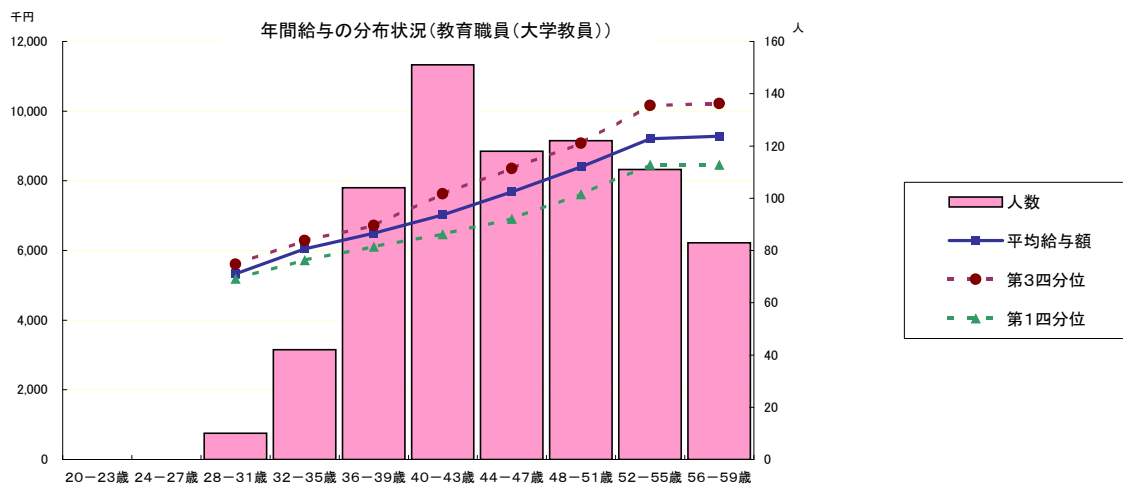
注2: 「四分位」とは、ばらつき具合を示す指標である。

「第1四分位」とは、年齢別の年間給与額を小さい順に並べたときの小さい方から25%目の額、「第3四分位」とは、小さい方から75%目の額とする。

注3: 年齢20～23歳の該当者はいないため、年間給与に関する折れ線は表示していない。

(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		平均	四分位	
			第1分位	第3分位		第1分位	第3分位
		人	歳	千円	千円	千円	千円
部長	5	55.1	7,940	10,290	9,344		
課長	30	54.3	7,568	7,851	7,688		
課長補佐	33	52.2	6,423	6,704	6,556		
係長	144	48.2	5,580	6,542	6,013		
主任	81	40.6	4,352	5,427	4,951		
係員	132	31.4	3,352	3,968	3,690		

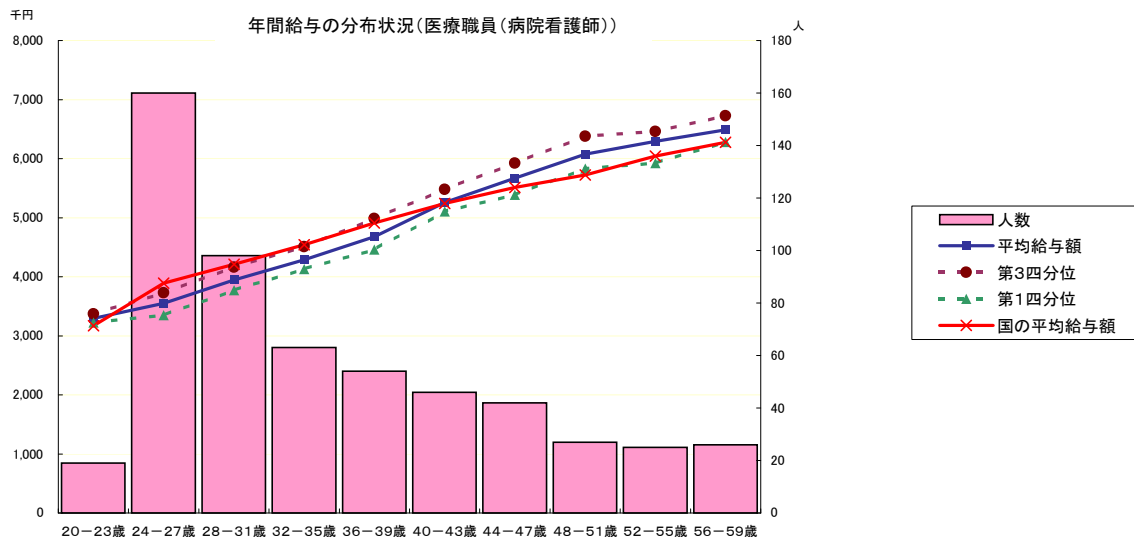


注: 年齢20~23、24~27歳の該当者いないため、年間給与に関する折れ線は表示していない。

(教育職員(大学教員))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		平均	四分位	
			第1四分位	第3四分位		第1四分位	第3四分位
	人	歳	千円	千円	千円	千円	千円
教授	279	55.8	9,226	9,884	10,425		
准教授	218	47.2	7,541	7,955	8,440		
講師	84	47.1	7,199	7,526	7,853		
助教	251	41.5	6,056	6,329	6,653		
助手	3	56.8	—	6,717	—		
教務職員	12	49.4	5,279	5,636	5,855		

注1: 助手は3人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与額の第1・第3四分位は記載していない。



(医療職員(病院看護師))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		平均	四分位	
			第1分位	千円		第3分位	千円
看護部長	1	—	—	—	—	—	—
副看護部長	4	53.8	—	—	7,229	—	—
看護師長	33	52.0	—	6,228	6,434	—	6,628
副看護師長	79	47.0	—	5,490	5,739	—	6,113
看護師	443	31.7	—	3,509	4,082	—	4,453

注1:看護部長は1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、平均年齢及び年間給与の平均額は表示していない。

注2:副看護部長は4人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与の第1・第3分位は記載していない。

③ 職級別在職状況等(平成24年4月1日現在)(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))

事務・技術職員

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
標準的な職位		係員	主任	主任・係長	係長・補佐	補佐・課長	課長・部長	部長
人員(割合)	425	58 13.6%	90 21.2%	144 33.9%	92 21.6%	22 5.2%	16 3.8%	3 0.7%
年齢(最高～最低)		42～24	51～27	59～34	59～42	59～39	59～43	55～51
所定内給与年額(最高～最低)		3,158～2,154	4,172～2,465	4,963～3,016	5,256～4,400	6,591～4,828	7,288～5,731	8,106～7,723
年間給与額(最高～最低)		4,073～2,877	5,504～3,254	6,495～4,063	7,077～5,893	8,582～6,594	9,373～7,567	10,635～10,157

区分	計	8級	9級
標準的な職位		部長・局長	局長
人員(割合)			
年齢(最高～最低)			
所定内給与年額(最高～最低)			
年間給与額(最高～最低)			

教育職員(大学職員)

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級
標準的な職位		教務職員	助手・助教	講師	准教授	教授
人員(割合)	847	12 1.4%	254 30.0%	84 9.9%	218 25.7%	279 32.9%
年齢(最高～最低)		59～32	64～28	64～36	64～33	64～40
所定内給与年額(最高～最低)		4,767～3,768	5,816～3,482	6,928～4,574	7,185～4,167	9,814～5,423
年間給与額(最高～最低)		6,354～4,862	7,665～4,522	9,177～6,196	9,580～5,638	13,356～7,351

医療職員(病院看護師)

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
標準的な職位		准看護師	看護師	副看護師長	看護師長	副看護部長	看護部長	看護部長
人員(割合)	560		443 79.1%	79 14.1%	34 6.1%	3 0.5%	1 0.2%	
年齢(最高～最低)			59～22	59～31	59～43	58～52		
所定内給与年額(最高～最低)			4,814～2,337	5,017～3,038	5,000～4,053	5,687～5,382		
年間給与額(最高～最低)			6,397～3,085	6,625～4,018	6,916～5,481	7,812～7,378		

注:6級における該当者が1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「年齢(最高～最低)」以下の事項について記載していない。

④ 賞与(平成23年度)における査定部分の比率(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))

事務・技術職員

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 63.3	% 65.8	% 64.6
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 36.7	% 34.2	% 35.4
	最高～最低	% 44.6～32.8	% 45.5～30.2	% 44.9～31.9
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 64.2	% 67.0	% 65.6
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 35.8	% 33.0	% 34.4
	最高～最低	% 43.9～30.2	% 41.1～29.3	% 41.1～30.2

教育職員(大学教員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 59.6	% 63.3	% 61.5
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 40.4	% 36.7	% 38.5
	最高～最低	% 49.9～33.0	% 46.5～30.5	% 45.9～31.7
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 64.6	% 67.1	% 65.9
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 35.4	% 32.9	% 34.1
	最高～最低	% 43.9～28.4	% 41.1～29.3	% 42.2～29.9

医療職員(病院看護師)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 56.9	% 59.7	% 58.3
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 43.1	% 40.3	% 41.7
	最高～最低	% 43.9～39.2	% 41.1～36.5	% 42.5～37.8
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 64.5	% 67.1	% 65.8
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 35.5	% 32.9	% 34.2
	最高～最低	% 43.9～31.4	% 41.1～29.5	% 42.5～30.7

⑤ 職員と国家公務員及び他の国立大学法人等との給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))

事務・技術職員

対国家公務員(行政(一)) 84.9

対他の国立大学法人等(事務・技術職員) 97.0

教育職員(大学教員)

対他の国立大学法人等(教育職員(大学教員)) 93.7

医療職員(病院看護師)

対国家公務員(医療職(三)) 97.0

対他の国立大学法人等(医療職員(病院看護師)) 96.6

注: 当法人の年齢別人員構成をウエイトに用い、当法人の給与を国の給与水準(「対他の国立大学法人等」においては、すべての国立大学法人等一つの法人とみなした場合の給与水準)に置き換えた場合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出

給与水準の比較指標について参考となる事項

○事務・技術職員

項目	内容	
指数の状況	対国家公務員 84.9	参考 地域勘案 91.3 学歴勘案 85.1 地域・学歴勘案 91.4
国に比べて給与水準が高くなっている定量的な理由	【主務大臣の検証結果】 給与水準の比較指標では国家公務員の水準未満となっていることから給与水準は適正であると考え。引き続き適正な給与水準の維持に努めていただきたい。	
給与水準の適切性の検証	【国からの財政支出について】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 38.1% (国からの財政支出額 20,942百万円、支出予算の総額 54,944百万円:平成23年度予算) 【検証結果】 本学における平成23年度の国からの財政支出額は209億円となり、ガイドラインによる国の財政支出規模の大きい法人(支出額100億円以上)に該当することとなるが、本学の規模(8学部、6研究科、1研究所及び附属病院)、対国家公務員指数、他国立大学法人指数等を勘案した結果、給与水準は適切と思われる。 【累積欠損額について】 なし	
講ずる措置	国家公務員の給与水準を考慮し、社会一般の情勢に適合した適正な給与水準の維持に努める。	

○医療職員(病院看護師)

項目	内容	
指数の状況	対国家公務員 97.0	参考 地域勘案 96.7 学歴勘案 95.1 地域・学歴勘案 97.4
国に比べて給与水準が高くなっている定量的な理由	【主務大臣の検証結果】 給与水準の比較指標では国家公務員の水準未満となっていることから給与水準は適正であると考え。引き続き適正な給与水準の維持に努めていただきたい。	
給与水準の適切性の検証	【国からの財政支出について】 【検証結果】 ・事務・技術職員と同様 【累積欠損額について】 なし	
講ずる措置	・事務・技術職員と同様	

○教育職員(大学教員)と国家公務員との給与水準の比較指標 91.3

注: 上記比較指標は、法人化前の国の教育職(一)と行政職(一)の年収比率を基礎に、平成23年度の教育職員(大学教員)と国の行政職(一)の年収比率を比較して算出した指数である。

III 総人件費について

区 分	当年度 (平成23年度)	前年度 (平成22年度)	比較増△減		中期目標期間開始時(平成22年度)か らの増△減	
	千円	千円	千円	(%)	千円	(%)
給与、報酬等支給総額 (A)	14,229,964	14,823,274	△ 593,310	(△4.0)	△ 593,310	(△4.0)
退職手当支給額 (B)	1,713,024	1,546,985	166,039	(10.7)	166,039	(10.7)
非常勤役職員等給与 (C)	6,844,601	6,040,906	803,695	(13.3)	803,695	(13.3)
福利厚生費 (D)	2,579,471	2,430,881	148,590	(6.1)	148,590	(6.1)
最広義人件費 (A+B+C+D)	25,367,060	24,842,046	525,014	(2.1)	525,014	(2.1)

注1:「退職手当支給額」欄は、国の常勤職員に相当する、法人の常勤職員に係る退職手当支給額を計上している。

注2:「非常勤役職員等給与」においては、受託研究費その他競争的資金等により雇用されている職員に係る費用及び人材派遣契約に係る費用等を含み、法定福利厚生費を除いているため、財務諸表附属明細書の「(17)役員及び教職員の給与の明細」における非常勤の合計額と一致しない。

総人件費について参考となる事項

1. 給与、報酬等支給総額及び最広義人件費の増減要因

①給与、報酬等支給総額

平成22年度に比べ4.0%減となっているのは主に次の要因による。

- ・22年度のみ支給した教員への一時金の減
- ・22年人事院勧告に準じ22年12月1日から本給を引き下げたこと(平均0.1%)、期末・勤勉手当の年間支給率を0.2月分引き下げたこと及び55歳を超える職員の本給の一定率(1.5%)を減額したことによる減
- ・新たに専門看護師等手当等の特殊勤務手当を設けたことによる増

②最広義人件費

平成22年度に比べ2.1%増となっているのは主に次の要因による。

- ・勤続期間が長期退職者数の増による退職手当支給額の増
- ・有期雇用看護師等の増加による非常勤役職員等給与の増
- ・短期シニアスタッフの社会保険料の増による福利厚生費の増

2. 人件費削減の取組の状況

①中期目標において示された人件費削減の取組に関する事項

「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)に基づき、平成18年度以降の5年間に国家公務員に準じた人件費削減を行う。更に、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」(平成18年7月7日閣議決定)に基づき、国家公務員の改革を踏まえ、人件費改革を平成23年度まで継続する。

②中期計画において設定した削減目標、国家公務員の給与構造改革を踏まえた見直しの方針

「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)に基づき、国家公務員に準じた人件費改革に取り組み、平成18年度からの5年間に、△5%以上の人件費削減を行う。更に、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」(平成18年7月7日閣議決定)に基づき、国家公務員の改革を踏まえ、人件費改革を平成23年度まで継続する。

【主務大臣の検証結果】

「平成22年度までの5年間で5%以上削減を達成し、平成23年度も人件費改革を継続しており問題ないと考える。」

総人件費改革の取組状況

年 度	基準年度 (平成17年度)	平成18 年度	平成19 年度	平成20 年度	平成21 年度	平成22 年度	平成23 年度
給与、報酬等支給総額 (千円)	16,951,426	16,175,986	16,253,603	15,634,552	14,860,421	14,823,274	14,229,964
人件費削減率 (%)		△4.6	△4.1	△7.8	△12.3	△12.6	△16.1
人件費削減率(補正值) (%)		△4.6	△4.8	△8.5	△10.6	△9.4	△12.6

注1:「人件費削減率(補正值)」とは、「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)による人事院勧告を踏まえた官民の給与較差に基づく給与改定分を除いた削減率であり、平成18年、平成19年、平成20年、平成21年、平成22年、平成23年の行政職(一)職員の年間給与の増減率はそれぞれ0%、0.7%、0%、▲2.4%、▲1.5%、▲0.23%である。

注2:基準年度(平成17年度)の給与、報酬等支給総額は、法人移行時の人件費予算相当額を基礎に算出した平成17年度人件費予算相当額である。

IV 法人が必要と認める事項

- ・特例法に基づく国家公務員の給与の見直しに関連する措置について
- ・役員については平成24年5月から実施。
- ・職員については平成24年5月から実施。